財政特例債、平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
W_{20} ＝ 0.066	W_{19} ＝ 0.066 W_{20} ＝ 0.066
W_{21} ＝ 0.065 W_{22} ＝ 0.045 W_{23} ＝ 0.044 W_{24} ＝ 0.044 W_{25} ＝ 0.044 W_{26} ＝ 0.043 W_{27} ＝ 0.001	W_{21} ＝ 0.065 W_{22} ＝ 0.045 W_{23} ＝ 0.044 W_{24} ＝ 0.044 W_{25} ＝ 0.044 W_{26} ＝ 0.003 W_{27} ＝ 0.001
W_{28} ＝ 0.0010 W_{29} ＝ 0.0010	W_{28} ＝ 0.0010
X_n　平成 n 年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 10 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	X_n　平成 n 年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 9 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
Y_{10} ＝ 0.005	Y_9 ＝ 0.008 Y_{10} ＝ 0.006
Y_{11} ＝ 0.007 Y_{12} ＝ 0.011 Y_{13} ＝ 0.016 α　第 1 号算式の符号αに同じ Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大	Y_{11} ＝ 0.007 Y_{12} ＝ 0.011 Y_{13} ＝ 0.016 α　第 1 号算式の符号αに同じ Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大